

○文部科学省令第十九号

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十三号）の施行に伴い、及び小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法律第九十号）第二条第一項の規定により読み替えて適用される教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）第五条第一項に基づき、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣 松野 博一

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中、「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を、「障害児入所施設、児童発達支援センター」に改める部分、第二条第一号の改正規定中、「情緒障害児短期治療施設」を、「児童心理治療施設」に改め、同条第九号の二「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、第二条第一号の改正規定中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設、児童発達支援センター」に改める部分は平成二十四年四月一日から、同条第九号の二の改正規定は平成二十五年四月一日から適用する。ただし、第二条第一号の改正規定中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める部分は、平成二十九年四月一日から施行する。

○文部科学省令第一号

厚生労働省令第一号

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第二条第一項及び第二項並びに第十八条の二第一項並びにあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成四年政令第三百一十号）第一条第一項、第三条第二項及び第三項（これらの規定を同令第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第九条の規定に基づき、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣 松野 博一
厚生労働大臣 塩崎 恭久

あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正する省令

あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「五人」を「六人」に改め、「若しくは同表専門分野の項第四号」を削り、「三人」を「四人」に、「四人」を「五人」に改め、同条第八号中「視覚障害者」の下に「法第十八条の二第一項に規定する視覚障害者をいう。第十一号において同じ。」を加え、同条第十号中「基礎医学実習室及び実技実習室」を「実習室」に改め、同条第十一号中「基礎医学実習室の面積は生徒一人につき二・三平方メートル以上、実技実習室の面積はベッドにつき六・三平方メートル」を「実習室の面積は生徒一人につき二・一平方メートル」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、視覚障害者である生徒に対する教育を行うあん摩マツサージ指圧師に係る学校又は養成施設における実習室については、その面積が生徒一人につき二・一平方メートル以上で、かつ、視覚障害者である生徒が実習を行うのに適当なものであること。

第二条中第十六号を第十八号とし、第十五号を第十七号とし、第十四号の次に次の二号を加える。

十五 臨床実習を行うのに適当な施術所その他の施設を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

十六 前号の実習施設として利用する施設は、実習用設備として必要なものを有するものであること。

第四条中「万国式視力表によつて測つた両眼の視力（屈折異常がある者については、両眼の矯正視力とする。）が〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度を「両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度」に改める。

第五条中「令第一条」を「令第一条第一項」に、「第十六号」を「第十八号」に改める。

第七条第一項中「第九号」を「第十一号」に改め、同項中第十号を第十二号とし、第九号の次に次の二号を加える。

十 実習施設の名称、場所及び開設者の氏名（法人にあつては、名称）並びに概要
十一 実習施設における最近一年間のあん摩、マツサージ若しくは指圧、はり又はきゆうの施術を受けた者の延べ数

第七条に次の一項を加える。

3 法第二条第二項又は前項の申請書には、実習施設における実習を承諾する旨の当該実習施設の開設者の承諾書を添えなければならない。

第八条第二項中「又は同項第五号」を「同項第五号」に改め、「同じ。」の下に「又は前条第一項第十号若しくは第十一号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、同項第十号に掲げる事項の変更に伴い同項第十一号に掲げる事項を変更する場合に限る。以下この条及び次条第二号において同じ。）」を加え、同条第三項中「又は同項第五号」を「同項第五号に掲げる事項又は同項第十号若しくは第十一号」に改め、同条に次の一項を加える。

4 令第三条第二項の規定による届出又は令第八条の規定により読み替えて適用する同項の規定による通知（前条第一項第十号又は第十一号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）は、前条第三項に規定する承諾書を提出して行わなければならない。

第八条の二第二号中「事項」の下に「第七条第一項第十号又は第十一号に掲げる事項を除く。」を加える。

別表第一（備考を除く。）を次のように改める。

別表第一（第二条及び第五条関係）

基礎分野	教育内容		備考
	科学的思考の基盤	人間と生活	
14	あん摩マツサージ指圧師	はり師	コミュニケーションを含む。
	きゆう師	あん摩マツサージ指圧師	
	あん摩マツサージ指圧師	あん摩マツサージ指圧師	
	あん摩マツサージ指圧師	あん摩マツサージ指圧師	
	あん摩マツサージ指圧師	あん摩マツサージ指圧師	
	あん摩マツサージ指圧師	あん摩マツサージ指圧師	
	あん摩マツサージ指圧師	あん摩マツサージ指圧師	
14	14	14	14